

# 小浜市母子健康手帳アプリの導入および運用業務仕様書

## 1. 業務名

小浜市母子健康手帳アプリの導入および運用業務

## 2. 業務目的

子育てに関連する情報をより身近に、わかりやすく提供するため、子育て支援に特化したスマートフォンアプリ（以下、アプリと呼ぶ）を提供し、子育て中の家庭がより簡単、手軽に情報を取得できる環境を整備する。

さらに、市民・医療機関・市における小児予防接種および乳幼児健診業務をデジタル化することで、市民の利便性向上および、市・医療機関の業務の高度化・効率化を実現する。

## 3. 業務期間

契約の日から令和9年3月31日とする。

## 4. 業務の概要（範囲）

### （1）母子健康手帳アプリの導入

App Store、Google Play に登録・公開するアプリとして、運用に必要となるハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリ導入に係る作業一切を含む。

また、本アプリの機能については、「6. 機能要件」の「市民向け（アプリ機能要件）」に定める全ての内容を本アプリ内で利用できるものとする。

### （2）アプリの公開、本業務期間中の運用・保守管理

本業務では、アプリを公開することが可能な段階となった後、本市の判断により公開時期を決定する予定である。WWW サーバ・管理ツールサーバ等、アプリの公開に必要なサーバはデータセンターに置き、24時間、常時安定稼動するものとし、これに必要となる運用環境の提供、公開後の本業務期間中の維持管理等、一切を含む。

### （3）小児予防接種デジタル化サービスの導入

本アプリを活用し、市民、市および医療機関が小児予防接種の予診票等をペーパーレスで効率的に運用できるシステムを導入する。

また、「6. 機能要件」に記載の通り、市民向けの各機能（予診票の回答・提出、接種結果の確認等）については、全て本アプリ内で利用できるものとする。

### （4）乳幼児健診デジタル化サービスの導入

本アプリを活用し、市民、市および健診実施者が乳幼児健診をペーパーレスで効率的に運用できるシステムを導入する。

また、「6. 機能要件」に記載の通り、市民向けの各機能（問診票の回答・提出、健診結果の確認等）については、全て本アプリ内で利用できるものとする。

## 5. 導入要件

### (1) アプリの対応 OS

市民が利用するアプリは、iOS、Androidの最新OS含む2世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。

※本業務開始後サポートを継続するOSバージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。市が利用するツールは、Windowsに対応し、Google Chromeの最新バージョンでの動作を保証すること。医療機関が利用するツールは、WindowsおよびMacに対応し、Google Chromeの最新バージョンでの動作を保証すること。

### (2) 運用・保守の効率化

アプリの導入・運用にあたっては、品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、システムを導入する。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを可能な限り本市で行える、適切なシステムを導入するものとする。

### (3) サービス提供方式

データセンター等でアプリケーション・サービスを提供することとし、本市のセキュリティ要件を満たす最適な方法でシステムを管理するものとする。

データセンター等の要件は「8. 情報セキュリティ要件・データセンター要件」を参照。

### (4) 機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、受託者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、システム構成図等を本市に提出し、承認を得ることとする。

### (5) テスト要件

受託者は、アプリの本番導入までに以下の要領でテストを行い、本市の承諾を得るものとする。

- ① 受託者は、テスト計画および実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施する。
- ② 受託者は、テスト結果が記された報告書を作成し、提出する。

詳細は協議による。

### (6) アプリの登録

受託者は、開発したアプリを、iOSはApp Store、Android OSはGoogle Playから入手できるように、アカウント、ライセンス取得等の手続き、または手続きの支援を行うこと。

また、アプリは二次元コード等からもダウンロードすることができること。

### (7) 研修

- ① 運用開始にあたっては、本市職員および導入医療機関に向け、操作方法の習得を目的とした研修を実施すること。予定する研修のカリキュラムやマニュアル案を提示すること。
- ② 研修時に質疑のあった内容を記録し、本市に提供すること。
- ③ 研修に必要なクライアントPC、インターネット環境、電源等は本市および各医療機関で用意する。
- ④ 受託者は、研修で利用するマニュアルを作成し、必要となる部数を印刷し、提出するものとする。研修受講者の想定人数は協議によるものとする。

## 6. 機能要件

以下の要件を満たすこと。

≪市民向け（アプリ機能要件）≫

### (1) アプリ構成・デザイン

- ① 基本機能が分類され、わかりやすく配置されていること。

### (2) 成長記録機能

- ① 妊娠の経過と子どもの成長を記録できること。
- ② 複数の子どもに対応していること。
- ③ こども家庭庁が定める母子健康手帳の府令様式に対応していること。
- ④ 母子健康手帳の府令様式に沿って正確に記録ができること。

### (3) 小児予防接種管理機能

- ① 予防接種実績から法令等で定められた接種間隔を守るスケジュールが提案され、実績に応じて調整されること。また、法令改正等は、速やかに対応できること。
- ② 複数種類のワクチンがある場合は選択できること。
- ③ 予防接種実績について正確に記録できること。
- ④ プッシュ通知等を用い、接種忘れを防止する手立てが講じられていること。
- ⑤ 本アプリ上で予診票へ回答できること。
- ⑥ 医療機関へ予診票と接種歴を提出できること。
- ⑦ 医療機関および自治体により登録された接種歴（接種結果）を本アプリ上で確認できること。

### (4) 乳幼児健診管理機能

- ① 本アプリ上で乳幼児健診ごとに問診票に回答し、回答結果の確認ができること。
- ② 健診実施者と自治体へ問診票を自動で提出できること。
- ③ 健診実施者および自治体により登録された健診結果を本アプリ上で確認できること。

### (5) 情報配信機能

- ① 市から配信された情報を閲覧できること。
- ② 市の子育てイベント情報を閲覧できること。
- ③ 市の指定する子育て支援施設を閲覧できること。
- ④ 市のホームページ等で配信する情報を、RSS 連携等によりアプリにおいても取得できること。

### (6) 届出および予約機能

- ① 市が指定する届出等について、回答項目を本アプリ上で事前入力でき、内容を送信できること。
- ② 申請の際に画像（本人確認書類等を想定）を添付し送信できること。
- ③ 本アプリ上で市の実施事業への予約ができること。

### (7) その他基本機能

- ① 利用者本人の情報（ニックネームや性別、居住地など）や子どもの情報（ニックネームや生年月日、性別など）を登録できること。
- ② 複数のログイン方法（メールアドレス、GoogleID、Facebook、Apple ID 等）から選択し、アカウントの登録ができること。
- ③ 外国語に対応すること。
- ④ 端末故障時や機種変更時の配慮として、登録された情報をバックアップし、復旧できること。
- ⑤ 同一アプリを使用する自治体にあっては、転入・転出時であっても滞りなく使用できること。

≪自治体向け（自治体ツール）≫

（１） アプリ管理ツール

- ① 専門知識を必要としない管理ツールであること。
- ② アプリから事前入力された届出等について、管理するための機能があること。
- ③ 氏名や電話番号など、市区町村が指定する回答項目を設定できること。
- ④ 回答結果を閲覧できること。
- ⑤ 実施事業の予約を受付・管理する機能があること。
- ⑥ 利用状況や政策を検討する上での数値が把握できるような機能が実装されていること。

（２） 小児予防接種デジタル化サービス

- ① 健康管理システムの接種履歴を市民のアプリに反映できること。
- ② 医療機関から提出された請求情報・予診票を確認・出力できること。
- ③ ワクチン毎に、予診票をアプリおよび医療機関ツールへ設定できること。

（３） 乳幼児健診デジタル化サービス

- ① 乳幼児健診毎に任意の問診票、健診項目をアプリおよび健診実施者ツールへ設定できること。
- ② 提出された問診票を確認、CSV等のファイルで出力できること。
- ③ 健診結果を本市の健康管理システムに対応した項目でCSVファイル等で出力できること。
- ④ 問診票および健診結果を、健康管理システムへ登録できること。

≪医療機関向け（医療機関ツール）≫

（１） 小児予防接種デジタル化サービス

- ① インターネットにアクセスできる端末から利用できること。
- ② 保護者から提出された予診票（患者情報・問診票）および接種歴を、表示・確認できること。
- ③ 予診票の問診回答を入力・編集できること。
- ④ 予診票へ問診結果・接種結果を入力・編集できること。
- ⑤ 記録した接種結果を保護者のアプリへ反映できること。
- ⑥ 自治体へ予診票・請求情報を提出できること。

≪健診実施者向け（健診実施者向けツール）≫

（１） 乳幼児健診デジタル化サービス

- ① インターネットにアクセスできる端末から利用できること。
- ② 他健診会場の受診者情報は、表示・確認できないこと。
- ③ 受診者情報(管理番号・生年月日・性別)を、表示・確認・追加できること。
- ④ 管理番号の二次元コードを読み取り、受診者情報の追加ができること。
- ⑤ 提出された問診票がある場合、自動で受診者情報を登録できること。
- ⑥ 問診票の内容や健診結果を表示・確認・入力・編集できること。
- ⑦ 問診票の内容や健診結果を母子手帳貼付用のフォーマットで出力できること。
- ⑧ 問診票の内容や健診結果を日付指定で集計、結果報告できること。
- ⑨ 市民向けツールを利用していない者（父または祖父母等）が健診に来た場合にもスムーズに受付できること。

## 7. 運用保守要件

本業務では、アプリを公開することが可能な段階になった後、本市の判断により公開時期を決定する予定であるため、公開後の運用保守に関しての要件は、以下のとおりとする。

### (1) 運用・保守管理

システムの配信後から業務履行期間終了までの間、スマートフォンアプリの運用・保守管理を行い、本市と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

### (2) システム等の運用・管理

本業務または本業務に関連する事項について、本市からの依頼や問い合わせに対し、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、本市に積極的な提案を心掛けること。なお、受託者は、サーバ・システムの維持管理を行うとともに、サーバ機器・部品の故障の対応も行うこと。

### (3) スマートフォンアプリの登録状態の維持

受託者は、App Store、Google Play での登録状態を、業務期間を通じ維持するものとする。

### (4) バックアップ

システムダウンの影響を最小限に抑えるため、システムおよびデータのバックアップ計画および設計を提示し、本市の承認を得ること。

### (5) アプリ・システム等のアップデート

#### ① OS・ブラウザのアップデート対応

受託者は、OS (iOS、Android) および関連プログラム (ブラウザ等) のバージョンアップに伴う対応、動作検証およびアプリのアップデート登録作業を、OS および関連プログラム (ブラウザ等) のバージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。

動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、対応を終えるまでの期間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を本市に示し、承認を得たうえで、対応を進めるものとする。

#### ② 脆弱性対応

アプリおよび関連システムの脆弱性対策は適切に行うこと。その際、OS・サービス・システムを停止、または再起動が必要になるなど、利用者に影響が出る場合は、事前に本市の承認を得るとともに、利用者に周知する文案を示すものとする。

### (6) セキュリティ診断への協力・対応

本市が実施または参加するサーバ、ネットワーク、ウェブアプリケーション等に対するセキュリティ診断に協力・対応するものとし、脆弱性や不備が見つかった場合は対策を講じること。

### (7) 運営・管理支援

アプリおよび小児予防接種デジタル化サービスの運営・管理においては、システムの利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。

データ変更・作成支援、管理ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、市職員が管理ツール等の操作により更新できないデータ・コンテンツがある場合は、その作業について、受託者が行うものとする。

また、導入医療機関に対して網羅的かつ十分なアフターサポートをおこなうための工夫や、導入医療機関数を拡大するための方策の提案、ステークホルダーとの調整等についても積極的に対応すること（参考：市内の「予防接種実施指定医療機関」5施設、「乳幼児健診指定医療機関」3施設）

#### 8. 情報セキュリティ要件・データセンター要件

セキュリティ要件	
項目	要件
障害対応	障害（システム障害・データセンター内のネットワークおよびネットワーク機器を含む）を記録し、保管するとともに、市からの求めに応じて提供すること
	利用者に影響のある障害が発生した場合は、速やかに対応するとともに、初動対応について本市に報告し、最終報告を行うこと
脆弱性対応	システムはウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行うこと
	システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を常時取得し、適切な対策を行うこと
アクセス制御	OS・DB等の管理職権限を付与されたIDを利用する者を必要最小限に限定し、ID・パスワードを厳重に管理すること
	利用者（市民・本市職員）がその利用できる範囲や権限を越えて情報システムにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること
	サーバソフトウェア・システム・DB等へのアクセス記録・ログ等を適切に管理し、不正アクセス等の状況を適切に確認すること
	ログインしたユーザ、日時、操作等を記録すること
データ保護	SSLによる通信データの暗号化を実施すること
	市民の氏名・性別・住所等機密性の高い情報はデータの暗号化をすること
その他	利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴等の情報をアプリで収集しないこと セキュリティを強化するための工夫があること

データセンター要件	
項目	要件
環境	パブリック・クラウドサービスにて実現すること
場所・認定	日本国内のデータセンターを使用すること
	情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）適合性評価制度の認定を受けていること。
人員・入退管理・室内管理	データセンターは24時間365日の有人監視体制で管理されていること
	サーバールームへは、IDカードや生体認証等により、事前に許可された者のみが入室でき、入退室が記録されるよう管理されていること
	サーバールームは監視カメラが設置され、常時監視・記録されていること
温度・湿度管理	温湿度監視装置等により、常時適温・適湿が維持されていること

	空調設備は複数台設置するなど、冗長化構成により、点検・故障時でも最適な温湿度が維持できること
ネットワーク	ネットワークは冗長化されていること
	システムの通常利用が可能な通信速度を確保したネットワーク設備等を有すること。また、将来的にデータ量が増加することを考慮すること
	監視ソフト等により、サーバやネットワーク機器の稼働状況に関する常時監視を行うこと
	外部と常時接続するシステムは、ネットワーク侵入検知等を設置し、監視を行うこと
防火対策	自動火災報知設備、消火設備が設置されていること
	不活性ガスを消火剤として使用した消火設備を採用していること
耐震対策	建築基準法の耐震基準を満たした建物で、震度6弱クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震、免震または制振構造であること
	電源供給設備は多重化されており、24 時間 365 日電源の安定供給が可能であること
停電対策	無停電対策として、電源が冗長化されており、無停電電源装置（UPS）が設置されていること
	商用電力の供給が停止した場合、無停電電源装置（UPS）による電源供給中に非常用自家発電による電力供給がなされ、サーバ・ネットワーク機器等を停止させることがなく電力供給されること
	非常用自家発電設備は、無給油で 24 時間以上連続運転可能であること
その他	漏水対策、落雷対策がとられていること

## 9. 成果物・業務報告

### (1) 契約時

本システムの受託者は、契約後、速やかに下記に示す図書を提出し、本市の承認を得るものとする。

- ◆ 業務実施計画書（作業項目・作業内容・役割分担等の記載のあるもの。工程表、業務実施体制、連絡網等を含む）

### (2) アプリ導入業務

#### ① システム

アプリが利用できる状態をもって納品されたものとみなす。

#### ② 随時提出図書

現時点では、下記に示す図書を想定している。詳細は受託者との協議による。

本システム受託者は、随時、書類を提出し、本市の承認を得るものとする。

- ◆ 各作業工程の計画・成果を示すドキュメント

#### ③ 導入開始時提出図書

現時点では、下記に示す図書を想定している。詳細は受託者との協議による。

本システム受託者は、随時、書類を提出し、本市の承認を得るものとする。

- ◆導入業務完了届
- ◆システム操作マニュアル（管理ツール操作者用）
- ◆チラシ・ポスター等のツール（印刷済み、本市のキャラクター等を配置したもの）

### （3）納入先

小浜市生活福祉部健康応援課（福井県小浜市南川町4-31）

#### 10. 特記事項

- （1）本業務の履行にあたり、仕様書等に定めのない事項および疑義が生じた場合は、適宜本市および受託者双方の協議により処理する。
- （2）受託者は、本仕様書に掲げた業務に関する一切の経費を本契約金額の中で支出すること。
- （3）本業務の利用にあたり、必要がある場合は相互調整のため、市と十分な打ち合わせを行うこと。
- （4）本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- （5）本業務履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- （6）履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受託者の責任において処理すること。
- （7）本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約時に本市に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨および内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- （8）本市または本市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ本市の承諾を得たものについては、この限りではない。
- （9）本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏えいしないこと。配信するデータの取り扱いについても同様であり、アプリでの配信前にデータが第三者に漏えいしないよう、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。
- （10）受託者が作成した本アプリのコンテンツ等に関する著作権は、受託者が有するものとする。
- （11）受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- （12）本システムの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。受託者は、本市および本市から譲渡または利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しない。